入札時に提出する陳述書について

（お知らせ）

入札時には、入札書、住民票（コピーは不可）等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（https://www.bit.courts.go.jp/）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室（０６－６４３８－１８６９）までお問い合わせください。

令和　８年（ケ）第　　４４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１７日
神戸地方裁判所尼崎支部競売係
裁判所書記官　藤　田　敏　彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日から 令和　８年１２月１０日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 神戸地方裁判所尼崎支部開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 神戸地方裁判所尼崎支部競売係
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，株式会社商工組合中央金庫，農林中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11, 130, 000 8, 904, 000	一括	2, 226, 000	124, 578	0
1	4, 170, 000				
2	6, 960, 000				
備考	固定資産税欄記載の税額については、固定資産税及び都市計画税の合算額である。				

令和　８年（ケ）第　　４４号

物　件　目　録

１　所　　在　　尼崎市次屋四丁目

　　地　　番　　１８番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　８０．０６平方メートル

２　所　　在　　尼崎市次屋四丁目　１９番地

　　家屋　番号　　１９番１

　　種　　類　　事務所・倉庫

　　構　　造　　鉄骨造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　５５．２５平方メートル
　　２階　５５．２５平方メートル

令和　８年（ケ）第　　４４号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月１６日
神戸地方裁判所尼崎支部競売係
裁判所書記官　藤　田　敏　彦

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　４４号

物　件　目　録

１　所　　在　　尼崎市次屋四丁目

　　地　　番　　１８番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　８０．０６平方メートル

２　所　　在　　尼崎市次屋四丁目　１９番地

　　家屋　番号　　１９番１

　　種　　類　　事務所・倉庫

　　構　　造　　鉄骨造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　５５．２５平方メートル
　　２階　５５．２５平方メートル

令和　8年(ケ)第　　44号
令和　8年　8月　6日受理
令和　8年　9　月28日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所尼崎支部
執行官　　田口幸弘

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　４４号

物　件　目　録

１　所　　在　　尼崎市次屋四丁目

　　地　　番　　１８番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　８０．０６平方メートル

２　所　　在　　尼崎市次屋四丁目　１９番地

　　家屋　番号　　１９番１

　　種　　類　　事務所・倉庫

　　構　　造　　鉄骨造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　５５．２５平方メートル
　　２階　５５．２５平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	兵庫県尼崎市次屋四丁目２番８号
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１　）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　■地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　┌種　類： 　　├構　造： 　　└床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を動産残置の事務所、倉庫として占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　┌　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 　　└保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■概略見取図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

1　物件１土地について

東側及び北側で道路に接している。

こらら道路より約０．９メートル高位にある。

各端部に境界を示すと思われる標が存し、概測したところ地積測量図と概ね符合するものと思われる。

2　物件２建物について

入口横に、所有者会社である「新大阪電気計装（株）」の看板があった。

郵便受けには所有者会社あての郵便物が溢れていた。

建物内には所有者会社の書類が多数あり、令和７年のカレンダーがあった。建物内の状況から、そのころまで営業をしていたが、その後営業されていない様子であった。

所有者会社の代表者が存在せず、執行裁判所により特別代理人が選任されている。

関係人の陳述は得られなかったが、上記状況から、所有者会社が、動産を残置して、事務所、倉庫として占有しているものと判断した。

物件２の北側外壁を利用して、外部簡易物置があるが、設置状況から工作物と判断した。

目視の限り特段の損傷等は見受けられず、概ね経年相当の劣化と思われる。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R8年8月7日（金） 15：30－15：50	神戸地方法務局尼崎支局	登記事項証明書、公図等調査
R8年8月19日（水） 10：40－10：50	物件所在地	外観調査、写真撮影、照会書差置き（返信用郵券１１０円添付）
R8年8月27日（木） 11：00－12：00	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
年　月　日（　） ：　－　：		
年　月　日（　） ：　－　：		
年　月　日（　） ：　－　：		
年　月　日（　） ：　－　：		

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

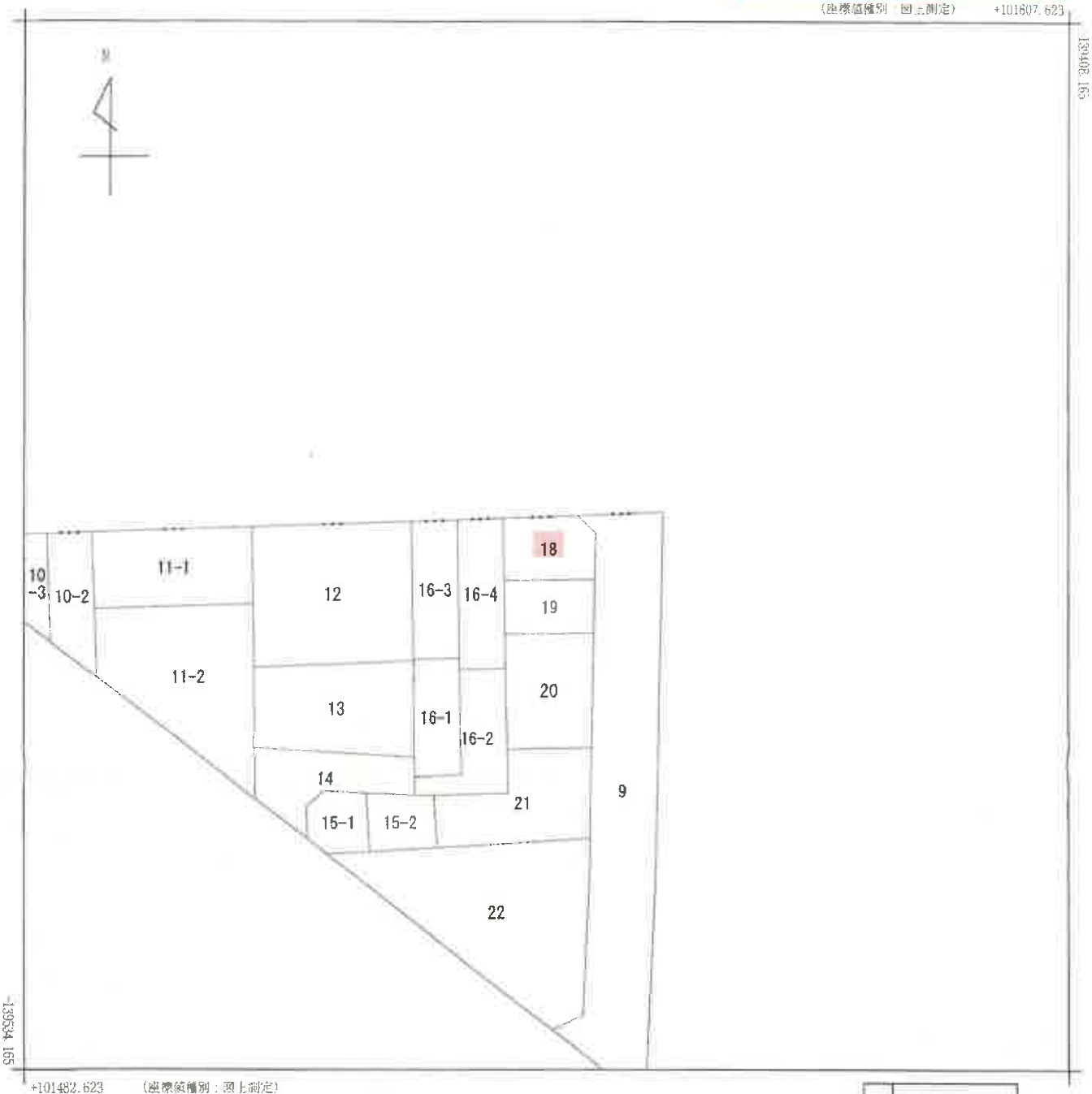
■　令和　８年　８月２７日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Ａを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである





請求部分	所在	尼崎市次屋四丁目				地番	18番		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和60年4月9日			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年8月7日
神戸地方法務局尼崎支局
登記官

[redacted]

請求番号：9-1
(1/1)

(5 枚目)

公用

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月7日　神戸地方法務局尼崎支局
登記官

（　枚目）

登記年月日：昭和61年8月1日

前 19 ・後・新 19-18

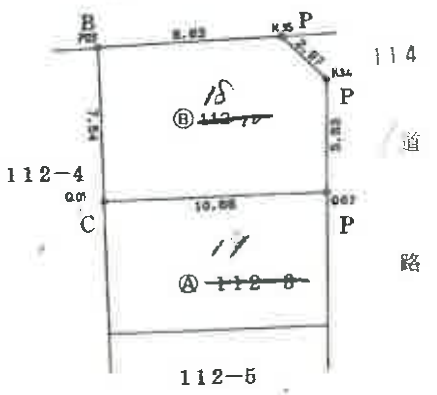
地積測量図

地番	Ⓐ 19 Ⓑ 18
土地の所在	尼崎市次屋字~~西長田~~ 4丁5

所在 尼崎市 次屋4丁目

次屋3丁目

道路 184



C…コンクリート杭
P…金属標
B…鋲

地番	Ⓑ ~~112-10~~			
符号	X	Y	X−X	Y(X−X)
P02	111.903	87.622	-7.933	-695.105326
Q01	104.368	87.870	-7.217	-634.157790
Q02	104.686	98.525	5.847	576.075675
K34	110.215	98.558	7.615	750.519170
K35	112.301	96.444	1.688	162.797472
			合計	160.129201
			面積	80.0646005
			地積	80.06㎡

地番	Ⓐ ~~112-8~~
公簿	148.89
実測	80.0646005
民地	68.8253995
地積	68.82㎡

作製者 [redacted] 7月7日作製

申請人 [redacted]

縮尺 1/250

407175

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

調査番号：9-2

公用

登記年月日：昭和58年10月27日

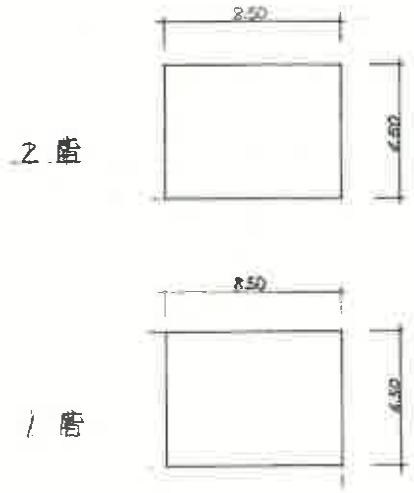
各階平面図

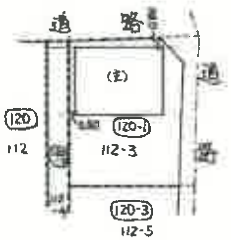
建物図面 58.10.27
各階平面図

家屋番号	~~112番3~~ 19-1
建物の所在	~~尼崎市次屋字五反田112番地の3~~

~~阪神間都市計画小田土地区画整理 街区番 120-1~~

所在 尼崎市 次屋4丁目 19





床面積

1階
8.50 × 6.50 = 55.2500

2階
8.50 × 6.50 = 55.2500

作製者	[redacted]	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

(昭58年9月28日作製)

(弘文堂印刷納)

465514

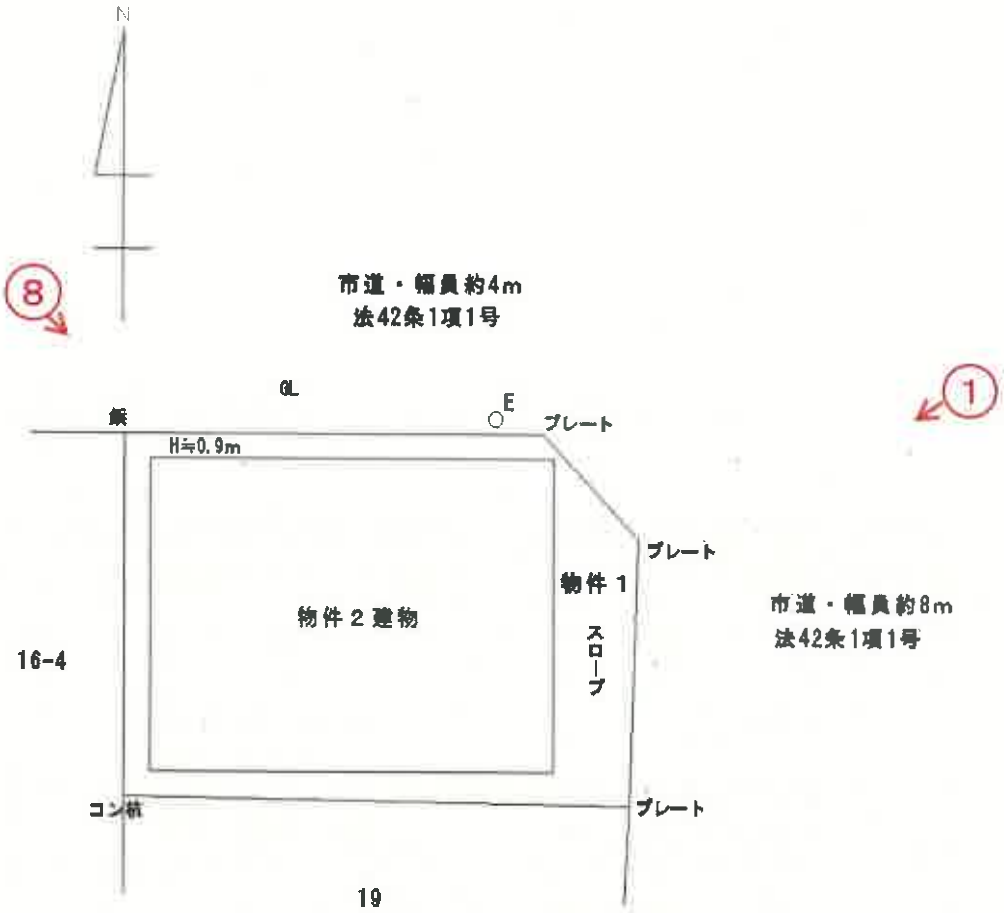
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年8月7日
神戸地方法務局尼崎支局
登記官

（枚目）

請求番号 9-5

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

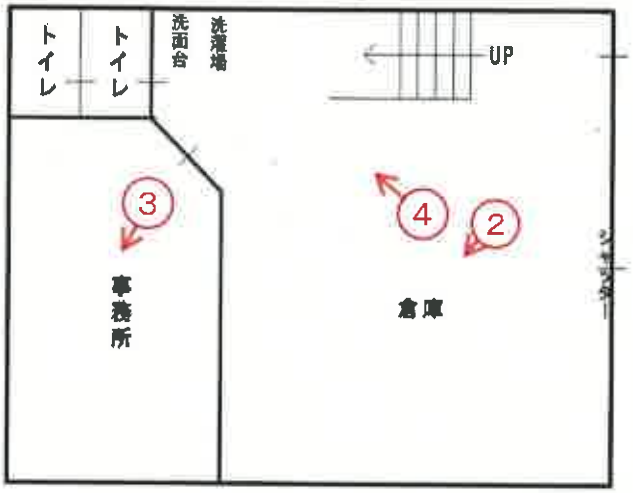
概略見取図
（縮尺記載なし）



←○は写真番号、撮影位置・方向を示す

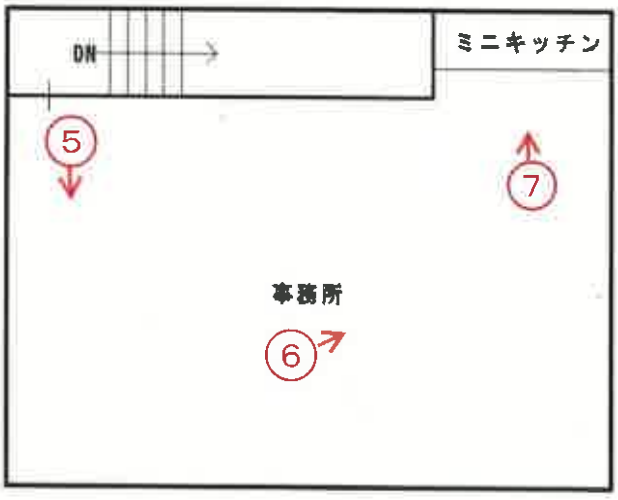
建物間取図
（縮尺記載なし）

1階





2階



①



②





3



4



⑤



⑥

⑦



⑧



令和 8 年 (ケ) 第 44 号
令和 8 年 8 月 27 日現地調査
令和 8 年 9 月 28 日評 価

神戸地方裁判所
尼崎支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

廣嶋琢也

第１　評価額

一　括　価　格	
金11,130,000円	
内　訳　価　格	
物件 1（土地）	金4,170,000円
物件 2（建物）	金6,960,000円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	
	特記事項		
	特になし。		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　　（ 物件１ ）

位置・交通	ＪＲ東海道本線 尼崎駅の北東方 約1.5ｋｍ（道路距離） （附属資料「対象不動産・公示地等の所在図」参照）	
付近の状況	中小規模一般住宅の他、中小工場も見られる住工混在地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 準工業地域 60％（角地適用で70％） 200％ 準防火地域 第５種高度地区
画地条件	登記地積　80.06㎡のほぼ長方形地（角地） 東側間口×奥行　約8m×約10.5m 市道面より約0.9m高い概ね平坦地である。 各端部には境界を示すと思われる標が存し、概測の結果、地積測量図と符合するものと判断した。	
接面道路の状況	東側　約8m市道（建築基準法42条1項1号） 北側　約4m市道（建築基準法42条1項1号）	
土地の利用状況等	物件１は物件２建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道　あり ガス配管　あり 下水道　あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染調査を要する。	
特記事項	・特になし。	

2　建物の概況及び利用状況等　　（ 物件２ ）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　　昭和58年8月30日 新築 経過年数　　43 年程度 経済的残存耐用年数　　0 年（残価程度と判定）
仕　　様	構　造　：　鉄骨造 屋　根　：　スレート葺 外　壁　：　波板スレート・ＣＢ 内　壁　：　クロス等 天　井　：　波板スレート・ＣＢ・合板・吸音板等 床　　：　コンクリート打放し・ＣＦ・Ｐタイル等 設　備　：　特になし その他：　特になし
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：　事務所・倉庫 間取り：　附属資料建物間取図のとおり
品　　等	普通
保守管理の状態	特段の損傷等は見受けられず、概ね経年相当の劣化と判断した。
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	・石綿使用等の有無 対象建物についてはアスベストを含有する成形板等が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番　号	標準画地価格（円/㎡） ア	個別格差 イ	地積（㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	199,000	1.04	80.06	0.90	14,910,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査　（尼崎(県)－２２）

公示価格等(円/㎡) 時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格(円/㎡)

199,000 × 100/ 100 × 100/ 102 × 100/ 98 ≒ 199,000

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：方位（1.02）

◇地域格差：　街路条件　接近条件　環境条件　行政条件　格差率

100/ 96 × 100/ 105 × 100/ 97 × 100/ 100 ≒ 100/ 98

イ 個別格差：角地・方位（1.04）

ウ 地　積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番　号	再調達原価（円/㎡） ア	現況延床面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
2	180,000	110.50	0.05	990,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的全耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(５%)程度と判定した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ
1	14,910,000	0.60	法定地上権	8,950,000
			計	8,950,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） (アエイ)×ウ×エ×オ
1	14,910,000	-8,950,000		1.00	0.70	4,170,000
2	990,000	+8,950,000	1.00	1.00	0.70	6,960,000
一括価格（合計）						11,130,000

ウ 占有減価修正：　不要と判断した。

エ 市場性修正：　追加の市場性修正は不要と判断した

オ 競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格等　（尼崎(県)－２２）

所在	：	尼崎市次屋２丁目３７番 「次屋２－２７－２１」
価格	：	199,000円/㎡
位置	：	ＪＲ東海道本線「尼崎」駅より道路距離950m
価格時点	：	令和８年７月１日
地積	：	85㎡
供給処理施設	：	水道、ガス、下水
接面街路	：	南東側幅員4.5m市道に接面
用途指定等	：	第１種住居地域（建ぺい率60%，容積率200%）
地域の概要	：	小規模一般住宅が密集する住宅地域

２　固定資産税評価額（令和8年度）

物件１：	9,261,661円
物件２：	1,184,212円

第７　附属資料の表示

１　物件目録
２　対象不動産・公示地等の所在図
３　公図
４　地積測量図
５　建物図面・各階平面図
６　概略見取図
７　建物間取図
８　参考写真

以　上

令和　8年（ケ）第　　４４号

物　件　目　録

１　所　　在　　尼崎市次屋四丁目

　　地　　番　　１８番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　８０．０６平方メートル

２　所　　在　　尼崎市次屋四丁目　１９番地

　　家屋　番号　　１９番１

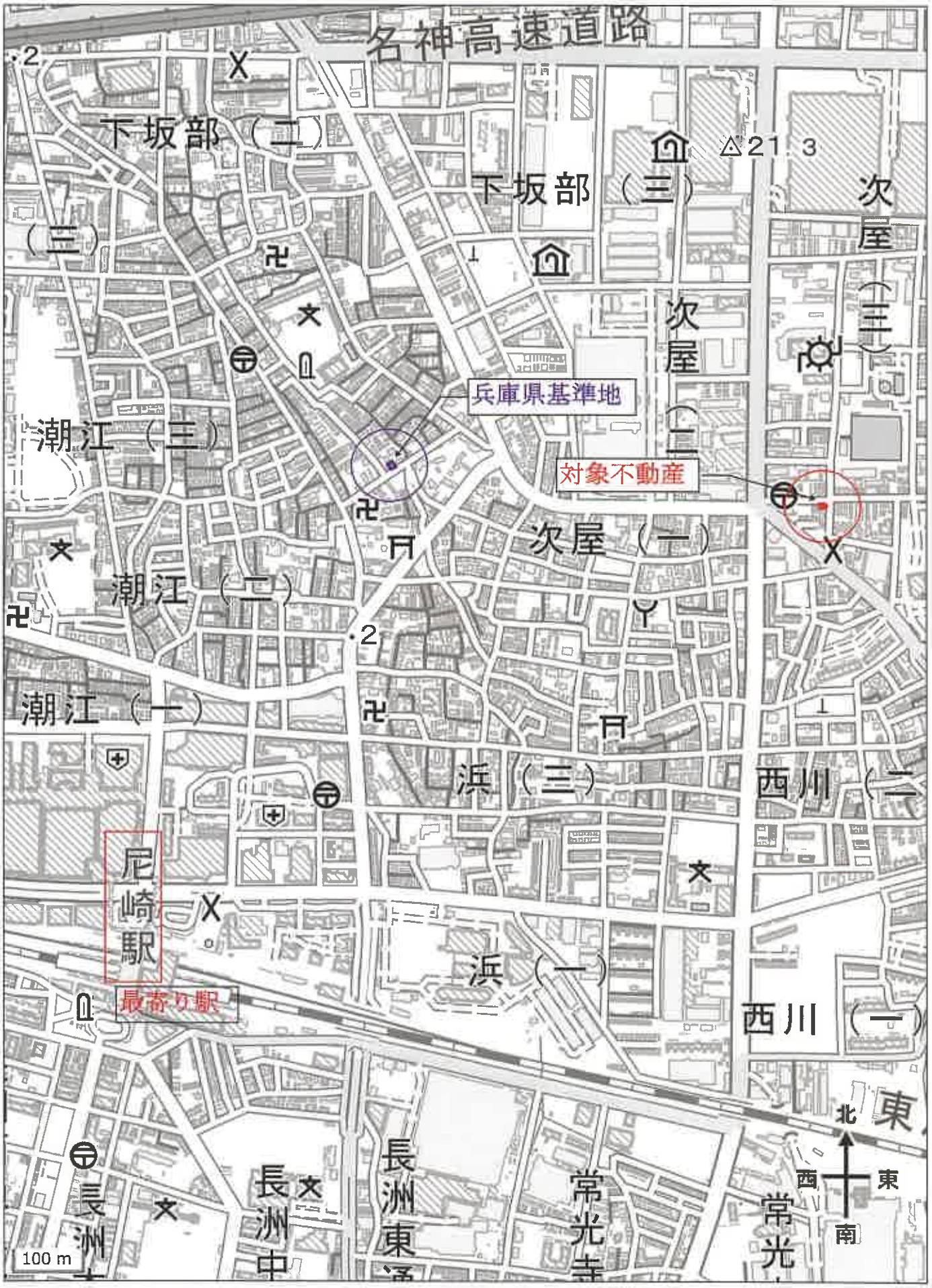
　　種　　類　　事務所・倉庫

　　構　　造　　鉄骨造スレート葺２階建

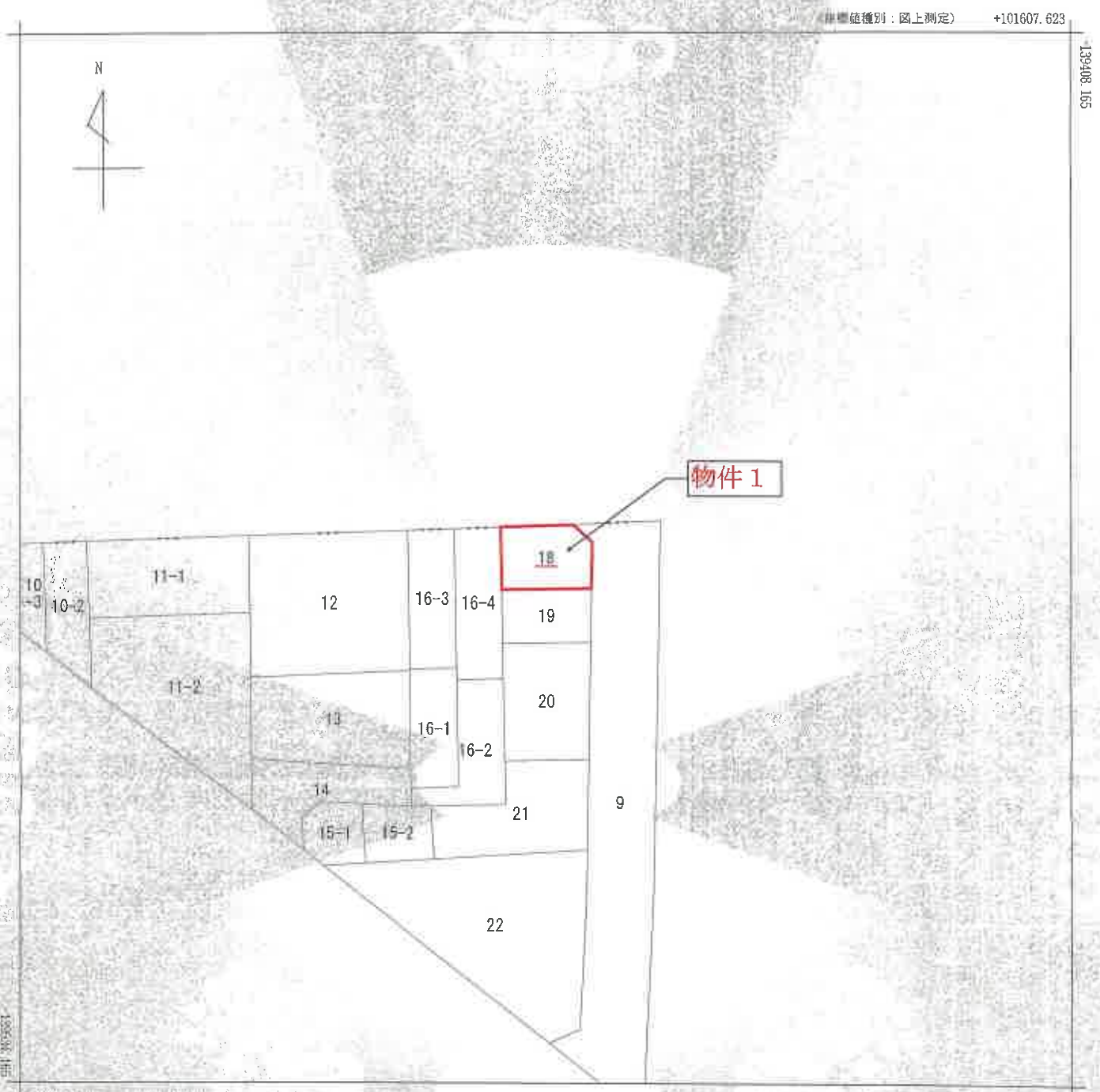
　　床　面　積　　１階　５５．２５平方メートル
　　２階　５５．２５平方メートル

地理院地図
GSI Maps

対象不動産・公示地等の所在図



※地理院地図に加筆





請求部分	所在	尼崎市次屋四丁目					地番	18番	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	V	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和60年4月9日			備考				到達番号	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月3日
神戸地方法務局尼崎支局
登記官

請求番号：5-1
(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月3日　神戸地方法務局尼崎支局
登記官

登記年月日：昭和61年8月1日

地積測量図

地番	Ⓐ 19　Ⓑ 18
土地の所在	尼崎市次屋字五反田 4丁目

所在：尼崎市 次屋4丁目

地番	Ⓑ 18			
符号	X	Y	X-X	Y(X-X)
P02	111.903	87.622	-7.933	-695.105326
Q01	104.368	87.870	-7.217	-634.157790
Q02	104.686	98.525	5.847	576.075675
K34	110.215	98.558	7.615	750.519170
K35	112.301	96.444	1.688	162.797472
			合計	160.129201
			面積	80.0646005
			地積	80.06㎡

地番	Ⓐ 19
公簿	148.89
総計	80.0646005
既地	68.8253995
地積	68.82㎡



C—コンクリート杭
P—金属標
B—鋲

新大阪電気計装株式会社
代表取締役 [redacted]

作製者　土地家屋調査士 [redacted]　令和7年7月2日作製

申請人 [redacted]

縮尺 1/250

407175

請求番号：5-2

登記年月日：昭和58年10月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月3日　神戸地方法務局尼崎支局
登記官

各階平面図

建物図面 58.10.27

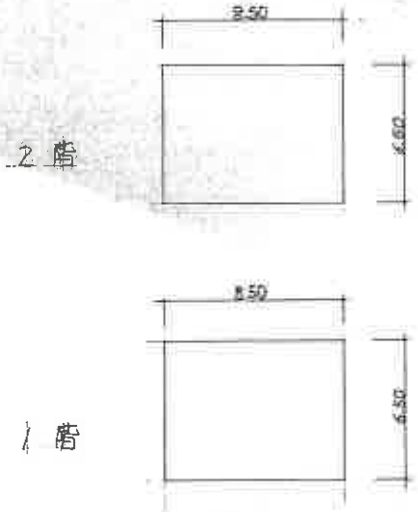
各階平面図

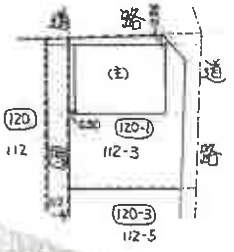
家屋番号	112番3 19-1
建物の所在	尼崎市次屋3丁目112番地の3

~~換地処分 阪神間都市計画土地区画整理 仮定番 120-1~~

所在	尼崎市 次屋4丁目 19

＜物件2建物＞





床面積
1階
8.50 × 6.50 = 55.2500
2階
8.50 × 6.50 = 55.2500

作製者	土地家屋調査士 [redacted]	縮尺 1/250
	平成58年 9月 28日作製	

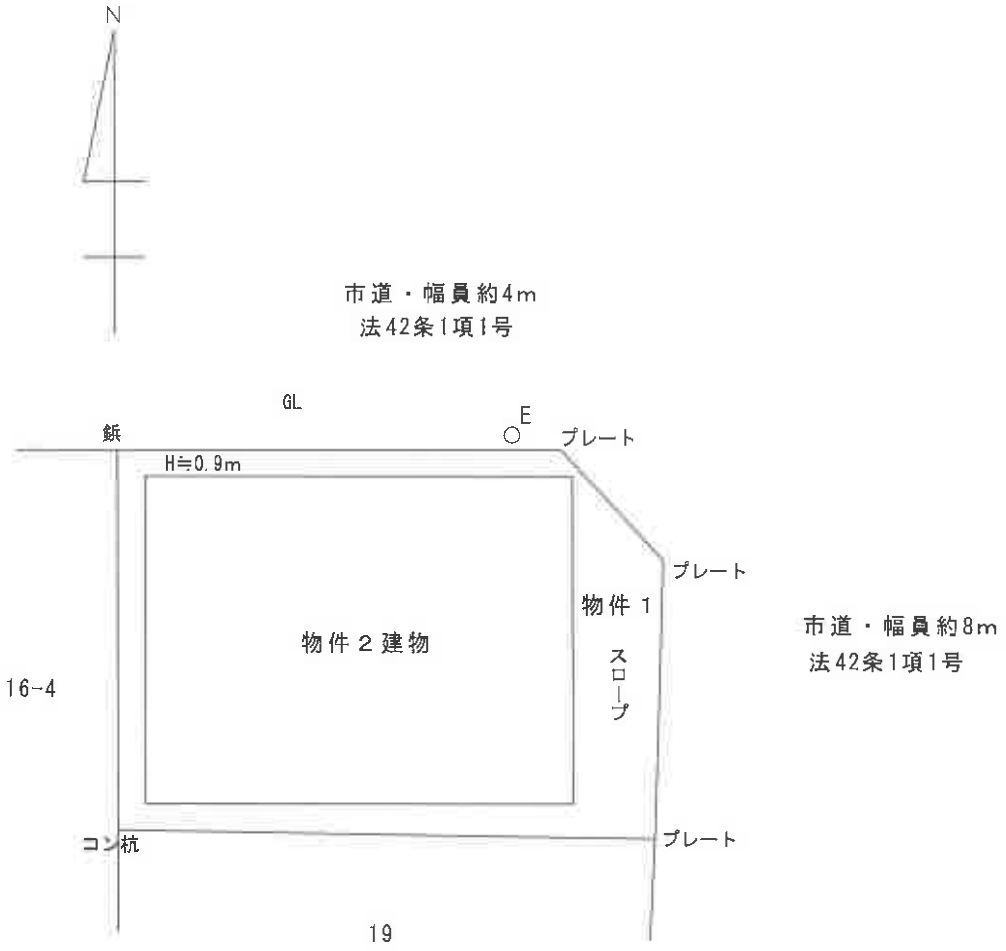
(弘文堂印刷納)

申請人	新大阪電気計装 株式会社 [redacted] 代表取締役	縮尺 1/500

465514

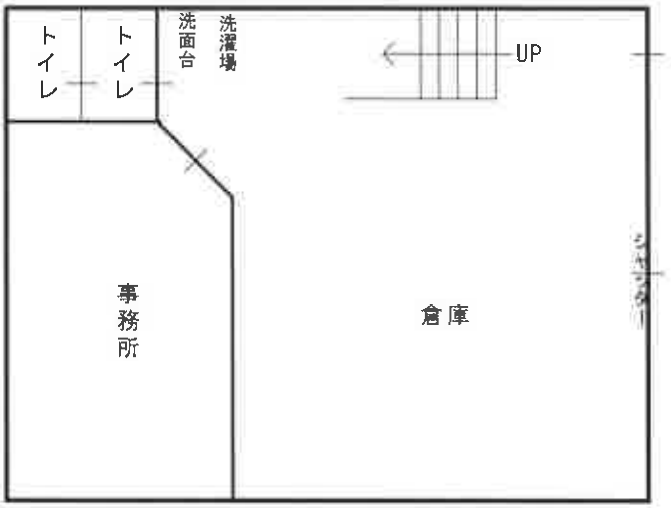
請求番号：5-3

概略見取図
（縮尺記載なし）



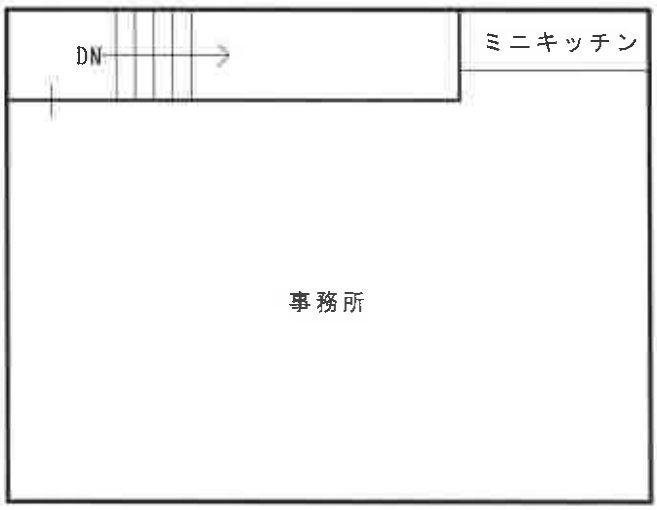
建物間取図
（縮尺記載なし）

1階





2階



参考写真

北東方より



西方より

